

|         |  |
|---------|--|
| 氏名      | ベ・アラン  |
| 学位の種類   | 博士（社会デザイン学）  |
| 報告番号    | 甲第493号   |
| 学位授与年月日 | 2018年9月19日   |
| 学位授与の要件 | 学位規則(昭和28年4月1日<br>文部省令第9号)<br>第4条第1項該当   |
| 学位論文題目  | <b>A Comprehensive Assessment of Korean Collaboration under Japanese Colonial Rule(1910-1945)</b><br>日本の植民地支配下における朝鮮人の「協力」に関する包括的<br>評価(1910-1945) |
| 審査委員    | (主査) 長 有紀枝 (立教大学 21世紀社会デザイン研究科教授)<br>CAPRIO, MARK E. (立教大学大学院異文化コミュニケーション研究科教授)<br>水野 直樹 (京都大学名誉教授)  |

## I. 論文の内容の要旨

### (1) 論文の構成

|                                      |     |
|--------------------------------------|-----|
| 序論                                   | 1   |
| 0-1 「協力」とは何か                         | 3   |
| 0-2 「反逆」とは何か                         | 14  |
| 0-3 親日派の清算とは何か                       | 16  |
| 0-4 親日の問題と仮説                         | 23  |
| 0-5 論文の構成と意義                         | 23  |
| 0-6 朝鮮の政治背景 (1919-1945)              | 29  |
| 0-7 重要イデオロギーの説明                      | 34  |
| 0-7-1 社会ダーウィン説                       | 34  |
| 0-7-2 ヨーロッパと日本でのファシスト・イデオロギー         | 35  |
| 第1章 近代における親日派と親日行為の定義の変遷             | 39  |
| 1-1 1945年以降                          | 39  |
| 1-1-1 民族反逆者、附日協力者、奸商輩に対する特別法         | 40  |
| 1-1-2 反民族行為処罰法                       | 46  |
| 1-1-3 親日派群像                          | 56  |
| 1-1-4 親日文学論                          | 60  |
| 1-2 1990年代～2000年代                    | 62  |
| 1-2-1 親日派・その人間と論理                    | 63  |
| 1-2-2 親日人名事典                         | 67  |
| 第2章 ジェンダーとナショナリズム：「親女性」そして新日派としての金活蘭 | 72  |
| 2-1 金活蘭の罪状                           | 74  |
| 2-2 教育者としての金活蘭                       | 77  |
| 2-3 「新女性」としての金活蘭                     | 83  |
| 2-4 日本帝国の中の女性の役割                     | 94  |
| 2-5 戦争プロパガンダと徴兵制度                    | 102 |

|  |     |
|--|-----|
| 第3章 朝鮮独立運動の神話：尹致昊と植民地支配の現実             | 108 |
| 3-1 尹致昊の罪状                             | 111 |
| 3-2 尹致昊と開花期(1896-1905)                 | 115 |
| 3-2-1 独立協会(1896-1898)                  | 115 |
| 3-2-2 高宗と朝鮮政府に対する尹致昊の批判                | 120 |
| 3-3 尹致昊と三・一運動                          | 130 |
| 3-4 朝鮮は独立を維持できるのか                      | 134 |
| 3-5 朝鮮総督府に対する尹致昊の批判                    | 137 |
| <br>                                   |     |
| 第4章 李光洙の民族生存主義に関する思想や理解                | 147 |
| 4-1 李光洙の罪状                             | 151 |
| 4-2 1920 以前：独立運動の失敗と李光洙の挫折             | 155 |
| 4-3 1920 年代～1930 年代初期：文化的ナショナリズムと民族改造論 | 158 |
| 4-3-1 民族改造論                            | 161 |
| 4-4 1930 年代中盤-1945 年まで：民族生存と皇民化        | 172 |
| 4-4-1 皇民化の意味                           | 177 |
| 4-5 朝鮮民族論                              | 177 |
| <br>                                   |     |
| 第5章 汎アジア主義と内鮮一体：親日派による戦争協力             | 188 |
| 5-1 汎アジア主義と内鮮一体                        | 194 |
| 5-2 汎アジア主義と内鮮一体の様々な様相                  | 198 |
| 5-2-1 西洋に対する認識の変化と全体主義の魅力              | 204 |
| 5-2-2 日本帝国の中、朝鮮人のアイデンティ                | 195 |
| 5-2-3 均等な機会及び待遇の達成                     | 206 |
| 5-2-4 皇民としての共同リーダーシップ                  | 208 |
| <br>                                   |     |
| おわりに                                   | 214 |
| 引用文献                                   | 226 |
| 参考文献                                   | 227 |
| 参考資料                                   | 240 |

## (2) 論文の内容要旨

朝鮮が日本の植民地支配から解放されて約 70 年が経過したが、対日協力（親日行為）の問題はいまなお韓国人の記憶につきまとっている。この問題を解決しようとする試みは、「親日派（チニルパ、対日協力者）」の裏切り行為にばかり注目が集まり、裏切りとされる行為を働いた者たちが置かれていた状況や、彼らがそうした決断をするに至った背景や意図など、その行動をめぐるグレイゾーンについては考慮されない傾向があった。しかしながら、これら親日派の生き方を詳細に見るなら、親日行為の大半がグレイゾーンにあって、しばしば裏切りと協力の間に明確な線を引くことが難しいことがわかる。

そこで本論文では、3人の韓国（朝鮮）人を例にとり、植民地支配者たちとの関係性における単純な有罪・無罪論を超えて、日本人への協力の「グレイエリア」に着目することの重要性を提起した。その上で、どのような要素が朝鮮総督府と協力する「親日派（対日協力者）」の決断に影響を及ぼしたのか、なぜある「協力者」は他の協力者と比べ、より積極的に協力したのかを明らかにすることを目的に、女性の教育、文明化/近代化運動、文学/哲学活動の視点から論じた。

この問題関心と目的のもとに本論文は序論と 5 つの章から構成される。

第 1 章では、親日派と親日行為の定義の変遷に焦点を当てた。ここでは、それぞれ異なった時代に書かれた 5 つの文章を読むことで、何が変わり、何が変わらなかったかを考察した。まず、解放後の韓国において、親日行為を定義するためのさまざまな試みについて検討を加え、1947 年に登場した南朝鮮過渡立法議院による「民族反逆者、附日協力者、奸商輩に対する特別法」と、この法を元にして 1948 年 9 月 7 日に韓国制憲議会通过した「反民族行為処罰法」を比較し、種々の問題点を考察した。また、こうした試みが政治的課題といかに密接に結びついてきたかを明らかにした。この作業を通じ、この問題に対して民族主義的・政治的な影響を排し、より客観的に考察する必要があることを提示した。

また 1990 年代になると、親日派の問題は韓国の民主化の影響を受け復活することになったが、議論のスタイルに変化は生じなかった。1947 年と 1948 年に定められた基準の多くについて、異議や疑問の声も上がらなかったのである。そこで本研究では、しばしば問題にされることなく安易に使われているこれらの基準を本格的に再検討する必要性を示した。

第 2 章は、金活蘭（キム・ファルラン、洗礼名：ヘレン）を中心に、特に植民地期の複雑なジェンダー・アイデンティティについて取り上げた。いわゆる「新女性」であり教育者でもあった金活蘭は女性教育の必要性を重んじたが、反面、その目標を実現するための努力が、後に彼女に対して親日派との評価を与える根拠として使われた。特に、日本帝国の戦争プロパガンダに積極的に参加した行動は最も批判を浴びている。しかし、金活蘭の事例が示唆しているのは、自民族の側に立つのかどうかという民族主義的歴史記述の枠組

みだけでは、ジェンダーや親日の関係性を十分に解明することはできないという点である。本章では帝国主義と朝鮮社会の性差別という二重の抑圧の中、金活蘭を含めたインテリの女性達がどう生きたのかを考えることで、親日派問題の多面性を明らかにした。

第3章では、尹致昊（ユン・チホ）を事例に、すべての知識人が朝鮮の即時独立を固く信じていたという前提について検討を加えた。韓国の国民的ナラティブは、朝鮮独立のために果敢に戦った金九（キム・グ）のような英雄だけを独立闘士として認めようとしている。このナラティブは一般に、朝鮮の即時独立を求めることが唯一の愛国的行為であったという前提に立っており、それ以外はすべて民族に対する裏切りだったと見なされる。しかしながら、このいささか単純なナラティブは、30余年にわたる日本の植民統治を通じて、朝鮮に多様なナショナリズムの形態と発展があったことを見落としている。たとえば尹致昊は朝鮮の即時独立を支持しないという決断ゆえに大衆から裏切り者、あるいは親日派のレッテルを貼られることになったが、第3章では、その尹致昊の決断の背後にどのような理由があったのかに光を当てた。彼が40年にわたって執筆した日記を通し、彼の親日派行為の裏にある背景や理由を理解することで、なぜ彼は朝鮮の即時独立を主張することに葛藤したのかを考察した。その上で、彼のそうした行動は反民族行為として定義するべきなのかについて、検討を加えた。

第4章では李光洙（イ・グァンス）を事例に、植民地期の民族主義的観念とその発展について考察した。李光洙の「エトニー（ethnie、ミンジョク、民族）」観と民族の生存に関する見解を分析することにより、第4章では一人の人間に民族的—反民族的というレッテルを貼り付ける親日概念の二分法的認識について検討を加え、1919年の三・一独立運動にも積極的に参加した彼が、なぜ20年後の1940年代には朝鮮総督府の同化政策に同意し、支持し続けたのかを分析した。

李光洙は数年にわたり上海臨時政府で働くほど朝鮮独立に強い関心を抱いていた。しかし、上海臨時政府に挫折し、朝鮮に戻ることを決断する。本論文ではそこから彼の「民族的」観が時代と共にどのように変形していったのかを分析し、彼にとって「民族的」な行為は何を意味していたのかを考察した。彼の主たる著作である『民族改造論』や『朝鮮民族論』を中心に分析を行うことで、民族的、反民族的の定義を問い直した。

最後の第5章では、日本の戦時プロパガンダおよび戦中の朝鮮の親日行為について目を向けた。この章では、いわゆる親日派がとりわけ戦時中に熱狂的な対日協力に走った事実を掘り下げることが試みられた。戦時プロパガンダに協力する決断の裏には、様々な理由が存在していた。朝鮮を日本帝国の一地方として受け入れることを推奨した者もいれば、朝鮮人と日本人の平等を訴えた者もいた。究極的には朝鮮民族が生存するためには同化の道しかないという主張する者も見出すことができる。第5章ではこのような、さまざまの異なる反応や主張を分析し、対日協力には多様な形があったことを明らかにした。

本論文で提示したいいくつかの「思い込み」から明らかになるのは、親日問題に関する言説の多くが、何をなすべきだったかに基づいている点である。また、1940年代初頭まで日

本は戦争に勝ち続けており、これら朝鮮の知識人が日本の勝利は必至であると受け止めていた点に留意することが重要であり、彼らのねらいは日本人になることではなく、大日本帝国に同化して、それぞれの領域において成功を収めることにあったことを本論文は明らかにした。しかしながら日本は戦争に敗北し、これら朝鮮の知識人たちは「日本の残虐な戦争に協力するという信じがたい行動をとった親日派」という、永遠の烙印を押されることになった。本論文では、こうした様々な状況を分析することによって、彼ら親日派を70年後の現在、その行動の背景にあったさまざまな状況を考慮せずに設定された不適切な基準によって辱め糾弾することが、果たして公正なのかという異議申し立てを行い、金活蘭、尹致旻、李光洙の事例を通じ、親日の問題がいかに関層的で多義的であることを示した。

## II. 論文審査の結果の要旨

### (1) 論文の特徴

英語で執筆された本論文は三十余年にわたる日本による植民地支配の間に祖国を裏切ったとされる同胞を裁こうとする韓国における動きを評価するものであり、英語による他の先行研究を凌駕するものである。この分野の研究も存在しないわけではないが、いずれもせいぜい30ページ程度の長さの論文にとどまっている。また多数の韓国語の研究と異なり、本論文は彼らが日本に協力すると決断する要因となった当時の状況を論じることで、いわゆるコラボレーターの思考を理解しようと試みている。これらの研究の多くが彼らの行動を詳述して有罪か無罪かを決定し、それが対日協力として断罪に値するものであったか否かを決めようとしていることを考慮するとき、申請者がとった研究姿勢は特筆に値する。

申請者が評価の対象として選んだ3人の韓国(朝鮮)人(金[キム]ヘレン、尹致旻[ユン・チホ]、李光洙[イ・グァンス])のうち、金についての考察は他の2人に比べ、先行研究がほとんど存在しないという点で本論文を非常にオリジナルな、独創的なものにしている。コラボレーターについての研究において女性が対象となるのは珍しいことではない。特にフランスの女性についてはこれまで多くの研究がなされてきたが、そのほとんどは「敵兵と寝た」女性たちについてのものであった。これに対し、金ヘレンのように女子教育を守るために敵の戦時政策を推進した女性たちについては、これまでほとんど顧みられることはなかったのである。

尹致旻については、従来の先行研究が彼の戦時中の活動を中心になされており、そのこと自体はもちろん看過されるべきテーマではないが、申請者は尹のあまり知られていない「罪」、すなわち三・一独立運動(1919)への参加を拒否したことに注目した。さらに申請者は韓国最初の文学者ともいえる李光洙を扱っている。李は朝鮮の民族あるいは国家についてたびたび書いているが、これは、伝統的な朝鮮人としてのアイデンティティ、あるいは同化によって得た日本人としてのアイデンティティといった狭い領域を超えようとする人々にとって、理想的な発展の起点となるものであった。

これらを指摘したのは本論文の大きな特徴である。

彼らについてはより広い枠組みの中で語られるべきであり、その中には朝鮮王朝において抱いた失望感、留学中に経験した人種差別、そして日本による植民地支配の過程で愛国と売国のはざまを揺れ動いた彼ら自身の思考の変化も含まれるべきである。本論文は、コラボレーターという難しいテーマを扱うにあたって、こうした幅広い視点に基づく、より複合的なアプローチが必須であることを、読者に認識させる論文である。

## (2) 本論文の評価

英・日・韓の三か国語を駆使して複数の地政学的視角から「コラボレーション」をヨーロッパの重要な例も含めて考察するとともに、今後一層の努力は必要であるものの、学位論文としては十分といえるレベルでコラボレーションの研究史を扱っている。さらに韓国の国会で過去史清算が論じられていた時に起こった論戦を紹介したのも本論文が初めてである。

何よりも重要なことは先行研究のほとんどが黒か白かを判ずる傾向があるのに対して、本論文がそのどちらでもない第三の選択肢を探ることで、コラボレーションというテーマにおける新しい地平を開こうとした点である。すなわち、ある個人の有罪・無罪を決定するのではなく、本論文はその人物がなぜ解放朝鮮の法廷において犯罪と断じられるような行動を取るに至ったのかを理解しようと試みているのである。

本論文にも限界がないわけではない。本研究は、植民地朝鮮の社会的・文化的分野で影響力ある立場にいたために非難されている人物に限定して論じ、地方の行政官や警官など、注目すべき分野の親日派に関しては検討できなかった点を今後の課題として残している。また著者が評価の対象として選んだ3人の韓国(朝鮮)人について、彼ら自身の思考の変化そのものは語られているが、それらが、親日活動とどのように結びついたかの分析が、十分行われたとは言いがたい。彼らの思考の変化を親日活動の背景分析に含んでいくことが本論文の課題の一つである。

このような課題は残るものの、申請者自身、これらの課題をよく理解しており、今後さらなる研究を進めることを希望している。本論文の幅広い視点に基づく複合的なアプローチはコラボレーターという難しいテーマを扱うにあたって申請者の研究者としての能力を十分に証明している。